

【重要】令和 9 年度からのスポーツ少年団登録時における「指導者 2 名以上の必須化」と理念の学習方法変更について

市町村スポーツ少年団本部 各位
単位団代表者 各位

お世話になっております。
北海道スポーツ少年団本部です。

令和 8 年 8 月 28 日に日本スポーツ協会より都道府県スポーツ少年団事務担当者向け説明会が開催されました。

令和 9(2027)年度から、スポーツ少年団登録システムが一新されるとともに、単位団の登録要件等が大きく変更となる予定であることが示されました。

これに伴い、来年度以降の単位団登録において非常に重要な変更がございます。

内容をご確認いただき、まだ指導者資格をお持ちでない方につきましては、今年度中の資格取得についてご検討くださいますようお願いいたします。

【重要なポイント】

■1.登録システムの一新と理念の学習方法の変更(令和 9 年度より)

令和 9(2027)年度から、個人登録制の導入や大規模改修を伴う新しい登録システムが稼働します。

これに伴い、これまでの登録方法等が変更され指導者のみならず、すべての登録者が理念の学習をすることになります。

■2.単位団登録時における「指導者 2 名以上」の必須化

現行の登録システムでは、市町村本部の裁量で指導者が 1 名でも登録することが可能でしたが、令和 9 年度の新年度登録から、JSPO(日本スポーツ協会)公認スポーツ指導者資格を保有する「指導者 2 名以上」が必須となります。

そのため、登録時点において、指導者として登録可能な資格保有者が 2 名以上いない場合は、単位団としてスポーツ少年団登録することができなくなります。

■3.今年度受講による「来年度 4 月 1 日からの指導者登録」が可能に

これまでは、受講した翌年度の 10 月 1 日が資格認定日となるケースがあり、4 月 1 日時点での登録にタイムラグが生じていました。

今回の変更に伴い、今年度(令和 8 年度)に指導者資格(スタートコーチ(ジュニア・ユース)・競技の専門種目のコーチ 1 等)の養成講習会を受講・修了すれば、資格の正式な認定前であっても、来年度(令和 9 年度)の 4 月 1 日から指導者として新システムに登録可能となります。

【単位団の皆さまへのお願い】

令和9年度の新システム登録時に「指導者2名以上」の要件を確実に満たし、4月1日から円滑に活動を開始するためにも、現在、指導者資格をお持ちでない指導者・関係者の方がいらっしゃる場合は、今年度の養成講習会を受講し、指導者資格を取得することについて、早めにご検討くださいますようお願いいたします。

※認定指導者資格については下記リンクをご参照ください

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid58.html>

※令和8年度スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会

https://hokkaido-sports.or.jp/sposho_shido_shido/#content01

お問合せ先

公益財団法人北海道スポーツ協会 生涯スポーツ課

TEL:011-820-1706

E-mail:shogai@hokkaido-sports.or.jp

令和9年度からの理念の学習方法変更に伴う スポーツ少年団指導者の登録について

令和8(2026)年度までの理念の学習について

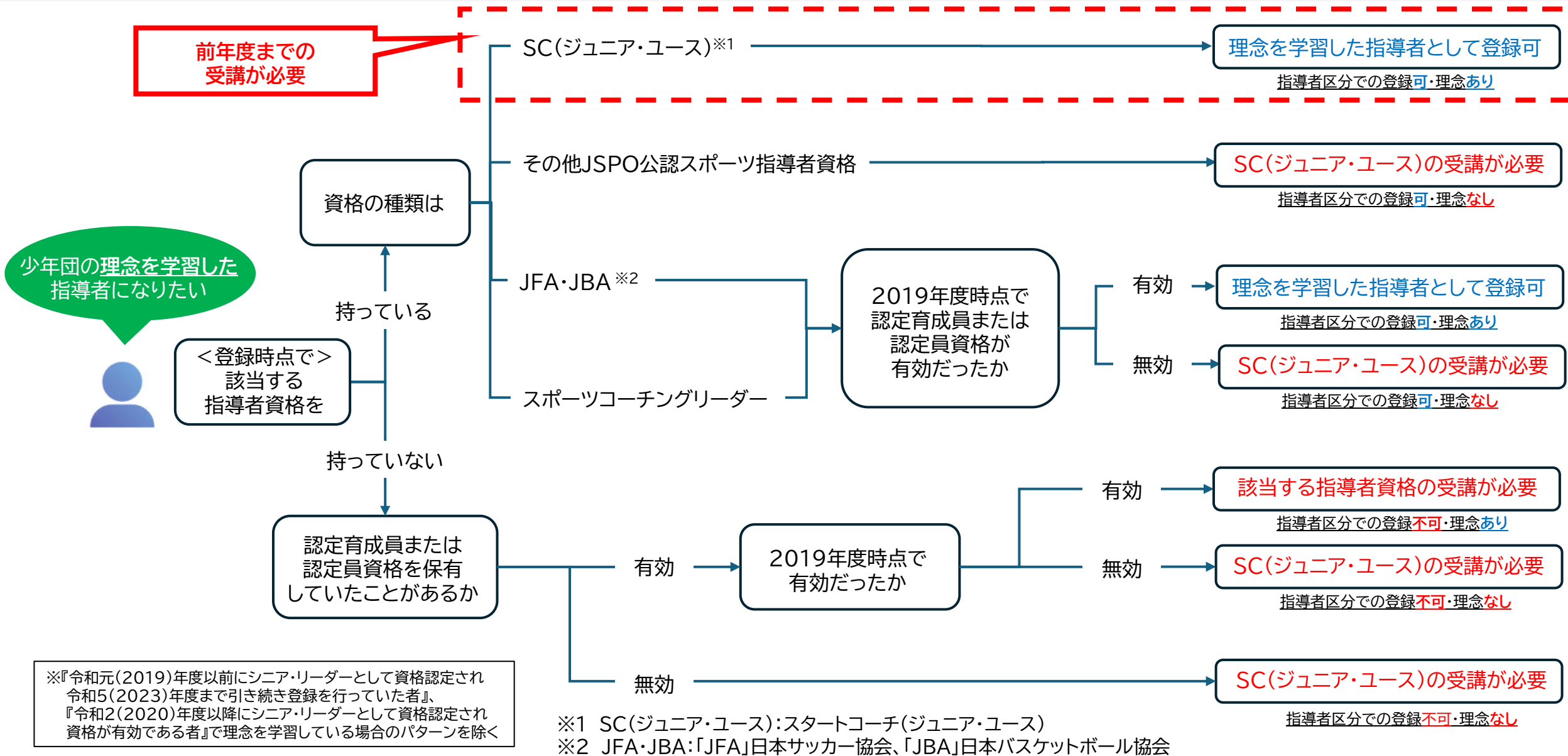
【令和8(2026)年度まで】

原則スタートコーチ(ジュニア・ユース)を前年度受講することで「理念を学んだ者」となり、単位団には少なくとも2名以上の「理念を学んだ指導者」が必要。

2. 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格(以下「公認指導者資格」という。)保有者(ただし、スポーツリーダー資格のみを保有する者は除く。)とする。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の養成講習会を修了した者は、その翌年度の登録については、公認指導者資格の認定前であっても指導者として登録することができる。
3. 単位スポーツ少年団は、原則として別表に定めるとおり、団員10名以上と指導者2名以上で構成されるものとする。
4. 前項における指導者は、少なくともその2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者(次のいずれかにあてはまる者)としなければならない。
 - (1) 令和元(2019)年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
 - (2) スタートコーチ(ジュニア・ユース)資格保有者
 - (3) 令和元(2019)年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5(2023)年度まで引き続き登録を行っていた者
 - (4) 令和2(2020)年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され資格が有効である者

新たに「理念を学んだ者」として指導者登録したい場合、理念に関するカリキュラムを含むスタートコーチ(ジュニア・ユース)の取得が必要。
資格の認定が翌年度10月1日のため、スポーツ少年団に理念を学んだ指導者として登録したい年度の前年度中に養成講習会を修了している必要がある

令和8(2026)年度までのスポーツ少年団指導者登録について



令和9(2027)年度からの理念の学習について

【令和9(2027)年度から】

理念の学習方法および単位団の登録要件を以下の方針で改定する。

- ・登録時にシステムを活用して※すべてのスポーツ少年団登録者が理念を学習する。
- ・これにより単位団の登録要件としては事前の理念の学習を必須としない形に改定する。

※具体的な学習方法や流れの詳細については調整中。主たる学習方法を動画閲覧とする方向にて検討。

【スタートコーチ(ジュニア・ユース)資格について】

<養成目的>

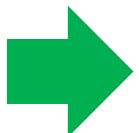
ジュニア・ユース期※のスポーツ指導において、スポーツ少年団のみならず、総合型地域スポーツクラブ、学校運動部活動等の地域スポーツで活躍できる人材(資質能力を備えた指導者)を育成することを目的に養成しています。

<役割>

スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ・学校運動部活動等において、必要最低限度の知識・技能に基づき、子どもたちにスポーツ・運動(遊び)の楽しさ、安全・安心な活動を提供する。

<ポイント>

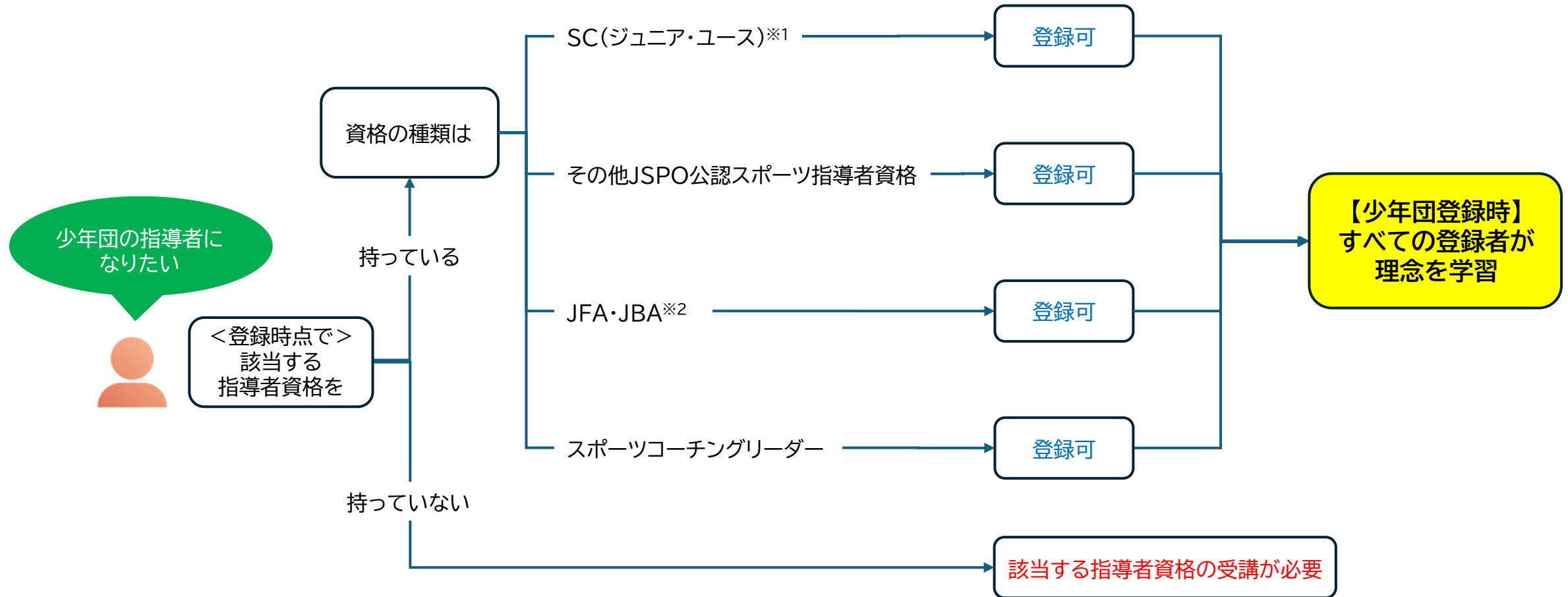
- ・ジュニア・ユースの指導の基礎として必要な知識・技能を学ぶことができ、スポーツ少年団指導に適している。
- ・忙しい指導者の時間的・経費的負担をできる限り軽減した養成講習会であり、他の資格に比べ取得のハードルが低い。



単位団の登録要件として、理念を学習するためのスタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会事前受講は必須としないが、スポーツ少年団指導者へは引き続き受講を推奨

※スポーツ少年団「改革プラン2022」では、「ジュニア・ユース世代」を、「3歳から概ね18歳までの年代」と定義。

令和9(2027)年度からのスポーツ少年団指導者登録について



※1 SC(ジュニア・ユース): スタートコーチ(ジュニア・ユース)

※2 JFA・JBA: 「JFA」日本サッカー協会、「JBA」日本バスケットボール協会